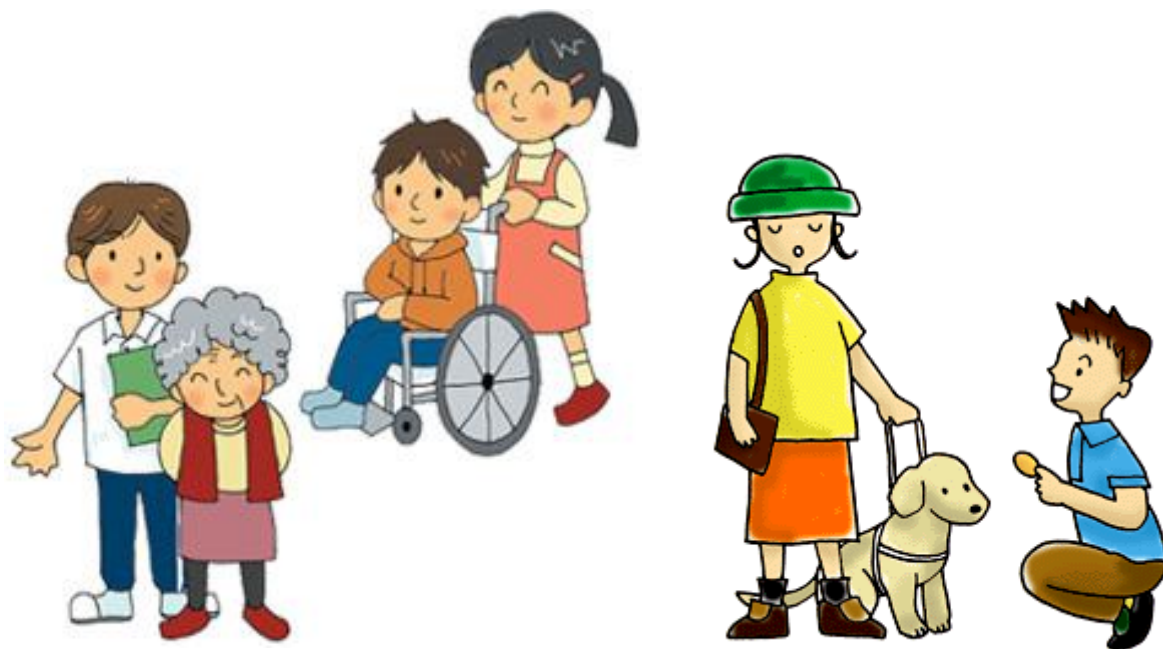


門真市第3次障がい者計画 (平成27年度～32年度)

概要版

～一人ひとりの自立を支え合い、 共に生きるまち門真～



「門真市第2次障害者計画」は、平成29年度までの10ヶ年の計画であり、中間年には見直しを行うこととしていることから、平成25年度から後期計画の策定と位置づけ、見直しを進めてきました。

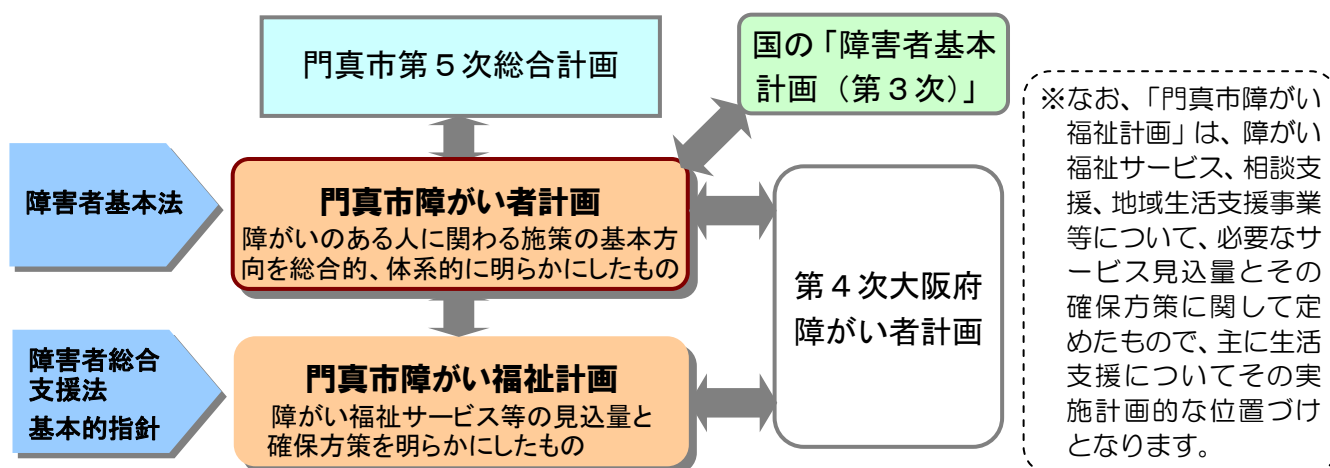
このたび、国が平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、その法律に基づき「障害者基本計画（第3次）」を平成25年9月に策定したことや、大阪府が「第4次大阪府障がい者計画」を平成24年3月に策定したことから、門真市においても全面的に計画を見直すこととし、新たに「門真市第3次障がい者計画」として策定しました。

※「門真市第2次障害者計画」では、「障害」の「害」を漢字にしていたので、第2次計画関係の内容では漢字表記としています。

計画の位置づけ

○この計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるもので、将来方向を示すものです。

○この計画は、「門真市第5次総合計画」を上位計画とし、整合性を図るとともに、大阪府の「第4次大阪府障がい者計画」、国の「障害者基本計画（第3次）」を踏まえたものとしています。



計画の対象

○この計画の対象は、すべての市民、地域団体、障がい福祉サービス提供事業者、企業、関係機関等とします。

○「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がいのある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

計画の期間

○この計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

○関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

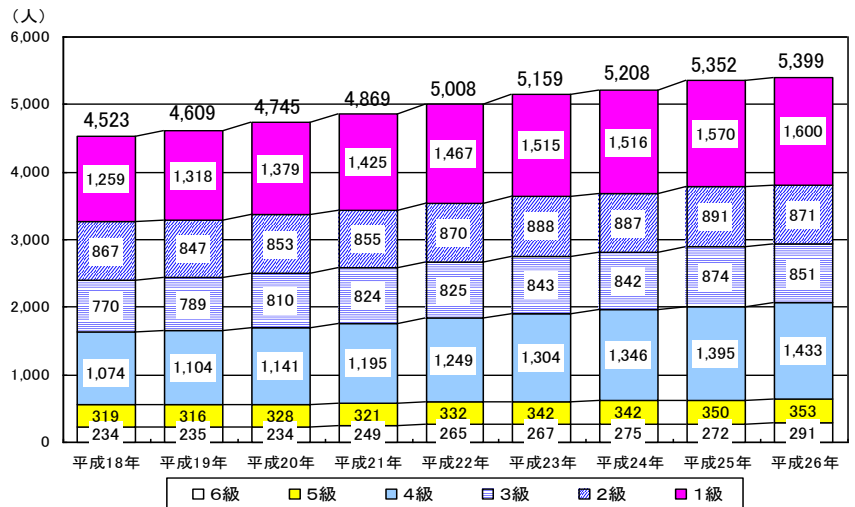
障がいのある人の状況

○身体障がい者手帳所持者数は増加を続け、平成26年4月1日現在では5,399人となっています。

○平成26年4月1日現在、18歳未満が96人、18歳以上が5,303人で、65歳以上は全体の68.0%を占めます。

○1級及び2級の重度の人は、平成26年4月1日現在、2,471人で、年々増加しています。しかし、身体障がい者手帳所持者全体に占める率は45.8%で、平成20年以降、低下傾向を示しています。

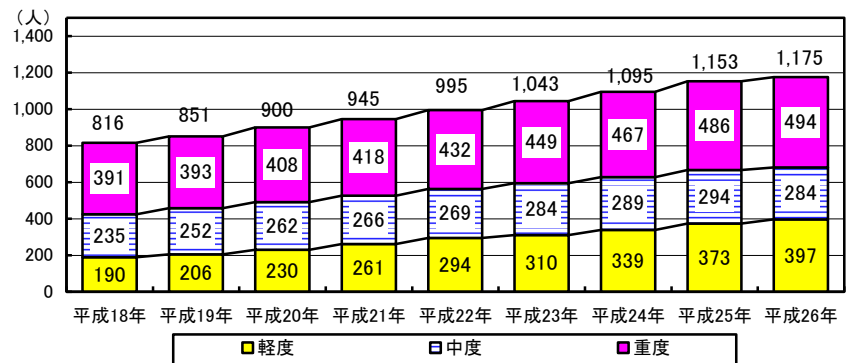
■身体障がい者手帳所持者数の推移



○療育手帳所持者数は増加を続け、平成26年4月1日現在、1,175人で、18歳未満が337人、18歳以上が838人で、65歳以上は全体の4.5%にすぎません。

○重度の人は、平成26年4月1日現在、494人で、増加傾向にあります。しかし、療育手帳所持者全体に占める率は42.1%で、低下傾向を示しています。

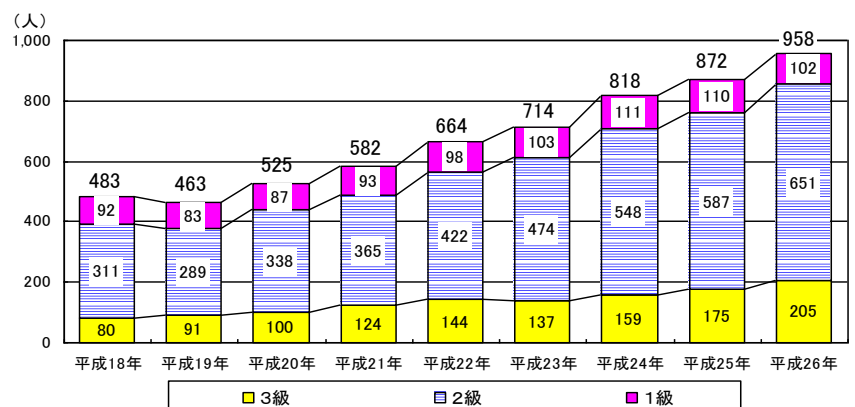
■療育手帳所持者数の推移



○精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成26年4月1日現在、958人で、18歳未満が23人、18歳以上が935人で、65歳以上は全体の13.7%となっています。

○1級の重度の人は、平成26年4月1日現在、102人で、平成18年に比べて増加しています。しかし、精神障がい者保健福祉手帳所持者全体に占める率は10.6%で、低下傾向を示しています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



○身体障がい者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障がいのある人は、平成26年現在では137人となっています。

○18歳未満は47人、18歳以上が90人となっています。

○保健所による医療費助成対象の難病患者は、平成26年4月1日現在、907人となっています。

○身体障がい者手帳所持者数が240人で、手帳を所持していない人が667人となっています。

計画の基本理念と将来像

■第2次障害者計画の基本的考え方を継承

●ノーマライゼーション

障がいのある人を特別な存在としてとらえるのではなく、あたり前に暮らせるような条件を整え、障がいのある人もない人も共に生きる社会こそがノーマルであるという考え方。

●リハビリテーション

理学療法や作業療法等の狭義の機能訓練ととらえるのではなく、障がいのあることにより、尊厳や権利を奪われることのないように、地域社会で全人間的な立場に立って本来あるべき姿に回復すること。

●ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行っていることとする考え方。

●平成23年8月公布の「障害者基本法の一部を改正する法律」の目的

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。

継承

■第3次障がい者計画の将来像

**一人ひとりの自立を支え合い、
共に生きるまち門真**

計画の体系

【第2次計画の体系】

【第3次計画の体系】

基本目標	施策の方向	基本目標	施策の方向
地域共生社会の実現	(1) 障害のある人に対する理解の促進 (2) 地域でのふれあい、支えあいの促進	地域共生社会の実現	(1) <u>障がいに対する正しい</u> 理解の推進 (2) 地域でのふれあい、支えあいの促進
障害のある子どもの教育・育成	(1) 就学前児童の療育・保育・教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 休日や放課後の生活の充実 (4) 地域での子育て支援の推進	障害のある子どもの教育・育成	(1) 就学前の <u>子ども</u> の療育・保育・教育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 休日や放課後の生活の充実 (4) 地域での子育て支援の推進
保健・医療の充実	(1) 障害の早期発見・早期対応の推進 (2) 心と体の健康づくりの推進 (3) 医療体制の充実 (4) 地域リハビリテーション体制の充実	保健・医療の充実	(1) <u>障がい</u> の早期発見・早期対応の推進 (2) <u>健康の保持・増進</u> (3) 医療体制の充実 (4) 地域リハビリテーションの <u>推進</u>
社会参加の促進	(1) 雇用の促進 (2) 福祉的就労の促進 (3) 生涯学習や文化・芸術活動の促進 (4) スポーツ・レクリエーション活動の促進 (5) 市政や地域活動等への参加促進	社会参加の促進	(1) <u>就労支援の充実</u> (2) <u>余暇活動の充実</u> (3) 市政や地域活動等への参加促進
生活支援の充実	(1) 情報提供・相談体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 生活支援サービスの充実 (4) サービスの質の向上	生活支援の充実	(1) <u>情報提供・コミュニケーション支援の推進</u> (2) <u>相談体制・ケアマネジメント体制の充実</u> (3) <u>福祉サービス</u> の充実 (4) サービスの質の向上
		権利擁護の推進	(1) <u>障がいのある人の尊厳の保持</u> (2) <u>障がいのある人への虐待の防止</u> (3) <u>権利擁護の推進</u>
住みよい環境の実現	(1) 住みよいまちづくりの推進 (2) 防犯・防災対策の推進 (3) コミュニケーション支援の充実	住みよい環境の実現	(1) 住みよいまちづくりの推進 (2) 防犯・防災対策の推進

障がいのある人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していく社会を築いていくため、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、地域での交流活動等をより一層促進します。

また、障がいのある人や介護者等が地域で孤立しないように、支援を必要とする時に地域で支え合い、助け合いができる多様な地域福祉活動を促進します。

(1) 障がいに対する正しい理解の推進

【施策の方向】

障害者基本法で定める「全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のためには、障がいのある人や障がいについて市民が正しい知識を得て、理解を深めることが重要となりますが、地域における交流や支え合い、助け合いといった活動はまだ進んでいないのが実状です。

知的障がいのある人や精神障がいのある人にどのように接していいかわからないといった状況もあり、また、発達障がいや高次脳機能障がい、内部障がい等、一般にまだよく知られていない障がい等もあり、その特性や必要な配慮等に関して、理解を進める必要があります。

障がいの有無に限らず、誰もが社会の構成員として、共に生き支え合う地域をつくるため、市民に対して障がいのある人や様々な障がいに関する正しい理解や認識を深めるための啓発を進めます。

【具体的な取組】

- 障がいのある人への理解をより一層深めるために、多様な媒体を活用した情報発信・提供の充実を図ります。
- 障がい者週間（12月3日から9日まで）に京阪門真市駅及び古川橋駅周辺で、「啓発折り紙」等の街頭配布を行い、また、市役所別館玄関ホールにおいて、障がいのある人等による演奏会を行うことにより、障がいのある人への理解促進を図ります。
- エルフェスタ（障がいのある人の就労についての理解啓発及び就労支援ネットワークの構築を目的とするイベント）を実施することにより、障がいのある人の就労促進を図り、障がいのある人の自立をめざします。
- 門真市在住の障がいのある人等が作成した、絵画・書道・置物等の作品展を開催し、障がいのある人の理解を深める機会づくりに努めます。
- 心臓機能障がいや腎臓機能障がい等の外見から分かりにくい内部障がいを持っていることを示すハート・プラスマークについて、周知と理解の浸透を図ります。
- 職員研修等において、障がいをテーマにした研修を継続的に実施し、市職員の理解と認識の向上に努めます。

(2) 地域でのふれあい、支え合いの促進

【施策の方向】

障がいのある人に対する理解を深めるためには、地域の人々が日頃から知り合い、交流を深めることが重要となります。

障がいのある人もない人も共に理解を深め合えるように、地域での様々な交流ができる機会づくりを促進します。

特に、障がいのある人にとっては、健康を保持し、社会参加することにより、生活の充実にもつながります。

一緒に活動し、交流する仲間づくりを支援することで、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、参加しやすい機会づくりに努めます。

【具体的な取組】

- 個人情報取扱いには配慮しつつ、関係機関や事業所、ボランティア団体等との連携・協力のもと、障がいのある人とない人が共に交流できる行事、また障がいのある人同士の親睦を深めるための行事等、多様な交流を支援します。
- ボランティア登録の周知をはじめ、ボランティアとボランティアを必要とする人のマッチング作業について、拡大を図ります。
- 各校区において市民参画のもと、体育祭の開催を通じて、障がいのある人を含め、校区住民の健康づくりと親睦を図ります。
- 小地域ネットワーク活動において、見守り・声掛け訪問活動等の個別援助活動では、障がいのある人に対する支援を行っていますが、グループ援助活動ではいきいきサロン等の高齢者を対象としたものが多く、障がいのある人の参加を得られていないため、校区福祉委員を対象に精神障がい者理解促進事業を開催し、当事者との交流を通して理解につなげるため、引き続き市社会福祉協議会への支援を行います。
- 障がい福祉に関わるボランティアグループの活動取材し、ホームページ等で詳しく活動内容を紹介する際に、市社会福祉協議会との連携の強化を図ります。
- 多くの市民が参加する取組等に障がいのある人が参加しやすくなるような取組や、障がいのある人を支援する団体等との連携・協力を努めます。
- 障がいのある人に関するテーマを設定し、それに対する企画提案を呼び掛ける「テーマ設定型補助金（市民公益活動補助金）」の活用について、障がい者(児)団体等に働きかけを行います。
- 地域の人々が障がいに対する理解を深め、障がいのある人に対する協力が得られるような啓発を実施するため、校区自治連合会を通じるなどをし、単位自治会への協力依頼に取り組みます。

障がいのある子ども一人ひとりが、自己のもてる力を発揮し、いきいきと生活できるように、また、就労等社会参加ができる力、生きる力を育てていくために、保健・医療・福祉・教育の連携の強化に努めます。

幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校等において一貫して療育・育成できるよう体制の充実を図ります。

こども発達支援センターが、0歳～18歳までの障がいのある子ども等及びその保護者に対する施策・支援の拠点としての役割を担い、各関係機関と連携を強化しながら一体的な支援を図ります。

(1) 就学前の子どもの療育・保育・教育の充実

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、誰もが共に生きる社会を形成する上で、幼稚園や保育所・認定こども園等での教育・保育が重要であることから、共に学び、共に遊ぶ機会の拡充を図ります。

また、障がいのある子ども一人ひとりの特性や発達段階での課題に対応した環境や援助、保育・教育の工夫に努めます。

【具体的な取組】

- 学校現場も含めた上で、関係機関との一層の連携を図ります。
- 障がいのある子どもについて、引き続き入学前からの把握に努めます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等における障がいのある子どもや発達上の支援が必要な子どもへの支援教育の充実、共生の視点を大切にした教育内容の充実を図ります。
- 障がいのある未就学の子どもの通所施設として、こども発達支援センター等が通園児に対して療育・訓練の支援をすることにより、日常生活の基本的な動作の指導や知的技能の習得、集団生活の適応を促します。また、保護者が抱える子どもの特性や課題に関する悩みや不安を解消できるよう、保護者への支援に努めます。

(2) 学校教育の充実

【施策の方向】

教育については、適正就学指導希望の児童・生徒数が増加している中で、保護者が進路選択をより冷静に考え、児童・生徒と一緒に検討できるよう、保護者に対する十分な説明と丁寧な対応が求められるだけでなく、障がいの状況や課題に応じた教育の保障と適切な支援体制に向けた整備が必要です。

また、一人ひとりの教育ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら就学指導を行い、小・中学校の教育において、個々の児童・生徒の状況に応じた教育内容の充実を図るとともに、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深め、「共に学び、共に育つ」好ましい人間関係の育成に努めます。

【具体的な取組】

- 障がいのある児童・生徒の支援学級入級に際して、教育的ニーズと可能な支援について保護者と合意形成を図るとともに、その過程で基礎的環境の整備等、児童・生徒の状況に応じた合理的配慮の提供に努めます。
- 支援学級の障がい種別設置に対応して、障がい種別に応じた指導を進めることができるよう、教職員の支援教育に関する専門性の知識向上を図ります。
- 通常の学級に在籍する発達障がい等の児童・生徒を対象とした通級指導教室の設置を全中学校区において進めます。
- 各関係機関と連携しながら、巡回相談チーム活動の一層の充実を図るとともに、各小・中学校に対して支援教育に関する指導・助言を展開します。
- 児童・生徒の特性や課題で悩みや不安を抱えておられる小学校・中学校等に通う18歳までの障がいのある児童・生徒の保護者に対し、こども発達支援センターで各種相談を実施するとともに、その特性に応じて各関係機関と情報を共有しながらコーディネート・案内を行います。
- 3歳～10歳（小学4年生）の発達障がいのある子どもに対して、個別療育及び小集団でのグループ療育を週1回程度実施することにより、子どもの抱えるコミュニケーション能力等の課題に対して療育するとともに、保護者に子どもの特性の理解を促し、保護者の悩み・不安を改善できるよう支援していきます。

(3) 休日や放課後の生活の充実

【施策の方向】

地域における子ども同士や世代間での多様な交流の機会等の充実が必要です。

障がいのある子どもが、夏休み等の長期休業期間や放課後の生活を安全に充実して過ごすことができるよう、様々な活動の機会を増やすとともに、居場所づくりの整備を進めます。

【具体的な取組】

- 養護者の就労支援を行う日中一時支援（タイムケア）事業の市内事業所が放課後等デイサービス事業に移行したため、新たな事業所の確保に努めます。
- 障がいがあり、就学している子どもに対し、放課後等デイサービスにより、放課後や長期休暇等において生活能力向上のため継続的な療育を提供します。
- 放課後児童健全育成事業は、従来どおり障がいのある子どもの受入れを継続するとともに、他の事業と連携しながら、放課後における居場所の確保に努めます。

(4) 地域での子育て支援の推進

【施策の方向】

少子化の進展とさらに進む核家族化の中で、障がいのある子どもの保護者が、子育ての悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、引き続き、保護者同士の交流の機会や子育て支援ネットワークによる支援の充実に努めます。

【具体的な取組】

- 障がいのある子どもを持つ保護者同士の情報交換や交流等の機会づくりを進めます。また、こども発達支援センター、保健所、中央子ども家庭センター等の各機関との連携のもと、相談支援の充実に努めます。
- 障がいのある子どもの保護者の相談や悩みに傾聴し、健康増進課やこども発達支援センター等の関係機関と連携し、相談支援の一層の充実に努めます。
- 各種乳幼児健診や相談等において、必要時に親子に対して、子どもの発達を促し、親の育児不安の軽減を図るため、個別支援や集団での保育の場を通して適切な指導、助言に努めます。
- 0歳～18歳までの障がいのある子ども等及びその保護者に対してこども発達支援センターが拠点となり、各関係機関と連携しながら情報を共有しつつ、相談支援・保育所等訪問支援・発達障がい児個別療育支援事業を実施することで、子どもの特性や課題の把握・改善を促すとともに、保護者の支えにもなれるよう支援に努めます。

施策の展開

基本目標Ⅲ 保健・医療の充実

障がいを早期に発見・対応できるよう、疾病や障がい疑われる場合の受診勧奨や必要な支援に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら相談・指導の充実に努めます。

ライフステージに応じた各種保健サービスの充実と健康診査の受診率の向上を図るとともに、フォローアップ体制の強化や乳幼児健診から療育までの一貫した支援の拡充を図ります。また、「食育」推進に向けた取組の強化を図ります。

(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進

【施策の方向】

子どもの障がいを早期に発見し、必要な治療と適切な支援を行うことは大変重要です。特に、発達障がいが増加傾向にあるといわれている中で、乳幼児健診後のフォローアップや健診未受診者の把握と支援、発達障がいを的確に診断できる医療機関の確保等が求められています。

平成24年の児童福祉法の改正に伴い、障がいのある子どもの通所による支援の実施主体が、市町村になったことを踏まえ、乳幼児の各健診の充実と健診後のフォローアップ、未受診児への支援の充実に努めます。

【具体的な取組】

- 疾病や障がい疑われる場合の受診勧奨や必要な支援の充実に引き続き努めます。
- 必要に応じ、関係機関との連携を図りながら、相談・指導の充実に努めます。

(2) 健康の保持・増進

【施策の方向】

障がいのある人にとって、障がいの原因は様々ですが、内部障がいは高齢期になる人も多く、また、知的障がいや精神障がいのある人の生活習慣病等の二次障がいの問題もあり、健康づくりや介護予防が必要です。

引き続き、生活習慣病を予防するための健診やがん検診等の各種検診について周知を図るとともに、健診後の相談・指導の充実や健康の保持・増進のための健康教育の充実を図ります。

【具体的な取組】

- 障がいのある人の健康増進のため、生活習慣病予防の健診等について、一層の周知を図るとともに、引き続き受診しやすい環境の整備に努めます。
- 「食育」推進活動について、一層の充実を図ります。
- 自殺の悩みを抱えている障がいのある人を家族に持つ人等の不安や悩み等の軽減を図るため、実際に傾聴を行う取組の充実を図ります。

(3) 医療体制の充実

【施策の方向】

専門的な医療を必要とする障がいのある人や難病患者等を支援するため、医師会等の関係機関との連携を図り、専門医の把握や情報の提供に努めます。

また、障がいのある人が歯科診療を受診しやすい体制づくりを進めます。

【具体的な取組】

- 医療の確保を容易にするため、各種医療費助成制度の周知に努めます。
- 必要な対象者へ障がい者（児）歯科診療について周知を図ります。

(4) 地域リハビリテーションの推進

【施策の方向】

障がいのある人の社会参加を促進し、共に生きる社会の実現をめざす上で、リハビリテーションの考え方が重要です。

医療的な分野での運動機能の回復訓練だけでなく、総合的な援助が必要です。

障がいのある人が住み慣れた地域で、いきいきと生活できるよう、医療をはじめ保健・福祉、教育等の関係機関や地域団体、地域住民等との連携を図り、これらの分野を統合した地域リハビリテーションの整備を進めます。

【具体的な取組】

- 身近な地域でリハビリテーションを受けることができるよう、リハビリテーション実施機関に関する情報の提供に努めます。
- 関係機関や団体、ボランティア等の連携を強化し、支援を必要とする障がいのある人の把握に努めるとともに、適切なサービス利用につなげ、自立の支援を図ります。

障がいのある人が地域でいきいきと生活できるよう、関係機関やサービス事業者、民間企業等との連携や協力により、障がいのある人の技能習得や職業体験、生活訓練等を継続的に行うとともに、雇用の促進や福祉的就労の場の拡充を図ります。

また、障がいのある人が市政や地域活動等へより参加しやすくなるよう配慮し、情報収集に努めるとともに、関係団体やボランティア団体等との連携を図り、文化芸術活動、スポーツに参加しやすい環境づくりを進めます。

(1) 就労支援の充実

【施策の方向】

障がいのある人の施設や病院からの地域移行が進められていますが、働くことを通じて経済的基盤を確立し、社会参加を図ることは、生活の喜びを得ることと、個人の尊厳を保つ上でも重要です。

障がいのある人の雇用については、障がいの特性や状態に応じて多様な機会の確保が必要ですが、求人が少ないことや障がいの種類により職種が限定されること、通勤手段の問題等により、民間企業における雇用はなかなか進んでいないのが実情です。

こうしたことから、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携し、障がいのある人の就業機会の確保と就労継続支援を図ります。

【具体的な取組】

- 障がい福祉サービスの就労移行支援・就労継続支援 A 型・B 型の利用による就労支援を継続的に実施していますが、市内の事業所数では就労移行支援、就労継続支援 A 型は、それぞれ 1 箇所、就労継続支援 B 型は、12 箇所で一般就労に移行できる人数は少ない状況のため、就労移行支援・就労継続支援 A 型を増やす取組を進めます。
- 障がい者地域協議会や就労支援部会等の会議でのネットワークはあるものの、個々のケースを通じての関わりは薄いため、市内の企業や商工会議所等との連携した就労支援の体制の構築をめざします。

(2) 余暇活動の充実

【施策の方向】

障がいのある人が、いきいきとした生活を送るためには、障がいの特性や程度に応じて、趣味の活動やレクリエーション活動等の余暇活動を楽しむことができるようにすることが必要です。

また、平成23年に成立した「スポーツ基本法」では、スポーツに関する基本理念や施策の基本となる事項が定められており、障がい者スポーツの推進も明記されています。障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図ることが必要です。

こうしたことから、一緒に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

【具体的な取組】

- 市民ボランティアとの協働による対面朗読や録音図書を提供等、障がい者サービスに努めます。
- 障がいのある人等が、豊かな生活を営むことができるよう、地域交流や、各種の活動に参加しやすい機会づくりに努めます。
- 障がいのある人を含む市民全体に占めるスポーツ・レクリエーション人口の増加をめざします。
- 総合型地域スポーツクラブを中心として、障がいのある人を対象としたスポーツ教室を行っていますが、月1回の実施にとどまっているため、当該スポーツクラブを活用した取組を促進します。
- 障がい者スポーツ等について、関係機関等と連携し、積極的な広報・啓発活動を推進します。

(3) 市政や地域活動等への参加促進

【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず、自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが、今後より一層求められます。

障がいのある人のまちづくりや相談支援への積極的な参画を進めるとともに、各種地域団体との連携を深め、地域活動等への参加の促進を図ります。

また、障がい者団体と連携を強化し、継続的に各団体への加入促進に努めるとともに、各団体の自主的な活動を支援していきます。

【具体的な取組】

- 障がいのある人が選挙権を行使できるよう、制度の周知を一層図るとともに、まちづくりや相談支援、地域活動等の社会参加の促進の支援を進めます。
- 障がいのある人もない人も共に交流できる行事や、障がいのある人同士の親睦を深めるための行事等、多様な交流を関係機関等と連携・協力のもとに支援します。

日々の暮らしを安定したものにするため、また、施設や病院から地域生活への移行を促進するため、障がい福祉サービスや保健・医療サービス等に関する情報発信を行い、身近な相談体制や専門的な相談対応の充実を図ります。

また、障がい特性に配慮した情報のバリアフリー化を進めるとともに、障がいのある人のコミュニケーション支援の一層の充実を図ります。

さらに、障がいのある人が必要なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるように、障がい福祉サービスをはじめ地域生活支援事業等サービスの充実や質の向上を図ります。

(1) 情報提供・コミュニケーション支援の推進

【施策の方向】

障がいのある人は、福祉サービスをはじめとする様々な情報へのアクセスや、日常生活でのコミュニケーションについて不安を感じたり、困難な経験をしていることが少なくありません。

視覚障がいや聴覚障がいのある人だけでなく、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人もできる限り様々な場で自己の意思を表明し、伝達できるようにするとともに、情報の入手を容易にできるよう支援します。

【具体的な取組】

- 市ホームページについて、実際の利用者からの意見等を把握し反映していくため、関係機関等と連携し、利用者から寄せられた意見等を取り入れるように努めます。
- 広報かどまから、「声の広報」と「点字広報」を発行していますが、どちらも情報量が限られていることから、関係機関等と連携し、利用者から寄せられた意見等を取り入れるように努めます。
- 文字を音声に変換する音声コード（SPコード）の庁内印刷物への導入と、地デジ放送が受信可能なワンセグラジオを日常生活用具の給付対象に加え、視覚障がいのある人への情報提供の環境整備に努めます。
- 手話奉仕員等の養成研修を引き続き実施し、登録通訳者の養成・増員に努めます。
- 重度身体障がいのある人に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図れるように努めます。
- 知的障がい、精神障がい、発達障がいのある人に対して、コミュニケーションボードの活用等、障がい特性に応じた支援に努めます。

(2) 相談体制・ケアマネジメント体制の充実

【施策の方向】

障がいのある人やその家族が日常生活上で抱える様々な悩みに関わりながら、それぞれの障がい特性を理解しつつ、適切な助言を行うことが必要です。

また、個々の障がいや複雑化する家庭状況、困難事例に対応するためには、専門的な相談機関や関係課との連携が必要です。

障がいのある人に対する総合的相談、専門的な指導、助言等を担う機関である「門真市障がい者基幹相談支援センター」を中核として、相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の整備を図ります。

【具体的な取組】

- 市内2箇所の委託相談支援事業所のうち、1箇所がピアサポートを実施していますが、今後、すべての委託相談支援事業所がピアサポートを実施できるよう支援します。
- 基幹相談支援センターを総合的な相談窓口として、分かりやすい相談体制の確立、様々な相談に適切に対応できる仕組みづくりを進めます。
- 障がいのある人の日常生活上の課題に対する相談やサービス利用に関する相談等に対応するため、引き続き、障がい者相談支援事業所等の周知に努め、障がい者相談支援事業所等によるサービス利用計画の作成を進めます。
- 地域のニーズの多様化や相談者の抱える問題の複雑化により、民生委員・児童委員や校区福祉委員等に対して、知識や対応能力がより求められていることから、より一層の資質向上の支援に努めます。

(3) 福祉サービスの充実

【施策の方向】

障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実が必要となります。サービスの量的確保と、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が求められます。

門真市障がい者地域協議会において、不足しがちなサービスについてその原因の検討を行い、課題の解決に向けた協議ができるよう、機能強化を図ります。

また、障がいのある人自身はもとより、介護者の高齢化が進むことに伴い、介護者家族の心身の負担が増大すると予測されることから、サービスを利用しないまま、あるいは悩みを抱えたまま家庭や地域で孤立することのないよう、潜在的なニーズの発掘に努めます。

【具体的な取組】

- 難病患者等に対して、サービス利用等の相談に対応し、制度の周知について引き続き努めます。
- 府の高次脳機能障がいのある人に対する支援のネットワークづくりや精神障がい者保健福祉手帳の周知に努め、関係機関との連携強化を図ります。
- 配食サービス及び緊急通報装置については、基本的に単身世帯に対する援助ですが、世帯構成員によっては適用できるよう柔軟な対応に努めます。
- 障がいのある人の日常生活を支援し、社会参加を促進するため、関係機関と連携し、障がいのある人やその家族等が、主体的に必要なサービスを選択できるよう、制度の周知を図ります。

(4) サービスの質の向上

【施策の方向】

利用者一人ひとりに対応した適切なものとなるよう、各サービスの質の向上のための取組を促進します。

【具体的な取組】

- 事業所に対して、職員の資質向上のための研修等の受講について、適正なサービス提供体制を維持するために、継続的な働きかけに努めます。
- 府が事業所に対して監査を実施した際に、事業所に対する指導内容等の情報を共有します。

施策の展開

基本目標VI 差別の解消と権利擁護の推進

障がいのある人に対する差別の解消及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・問題解決等を実施する体制の整備を進めます。

また、障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動を継続的に実施するとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援の充実を図ります。

さらに、成年後見制度の適切な利用の促進に努めるとともに、当事者等により実施される障がいのある人の権利擁護のための取組を支援します。

(1) 障がいのある人の尊厳の保持

【施策の方向】

障がいのある人は、就職をはじめ住宅を借りるなどの暮らしの基盤の確保から日常生活に至るまで、様々な不利となる条件に置かれており、障がいのある人に対する差別や偏見も解消するに至っていません。

障害者基本法において、新たに「差別の禁止」が規定されたことに続いて、平成25年に「障害者差別解消法」が成立し、自治体は、障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止と障がいのある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが法的に義務づけられました。

これまでもノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもとに、障がいのある人の人権の尊重、その人らしく生きる権利の擁護をめざして取組を進めてきましたが、今後より一層、障がいのある人の人権の尊重と権利擁護の推進を図ります。

【具体的な取組】

- 平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」に対する市民の関心を高めるため、様々な機会を通じて、広報・周知を図ります。
- 障がい者差別を解消するための支援措置として、全庁横断的に対応できるよう、相談・問題解決のための体制整備を図ります。

- （仮称）障がい者差別解消専門部会を門真市障がい者地域協議会の中に位置づけ、関係機関とのネットワークを構築することにより、地域全体で障がい者差別の解消に向けた取組を行います。
- 市職員や教職員を対象とする障がい者差別の問題を含めた人権研修の充実を図ります。

(2) 障がいのある人への虐待の防止

【施策の方向】

平成24年10月から施行された「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人への虐待の防止と早期発見のための啓発・支援を実施しています。

虐待されている障がいのある人だけでなく、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携を強化し、適切な支援を図ります。

【具体的な取組】

- 障がいのある人に対する虐待の防止及び早期発見に努めるため、市民や社会福祉施設等に対し、障害者虐待防止法の趣旨や要点等に関する理解と認識を深めるための啓発を継続的に進めます。
- 虐待の未然防止及び早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関及び民間団体との連携・協力体制を一層強化します。

(3) 権利擁護の推進

【施策の方向】

障がいのある人が、尊厳を持って暮らすことができるよう、人権尊重の考え方に基づき、地域住民やサービス提供事業者等と連携し、日常生活の相談やサービス利用、金銭管理、財産保全等の支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

- 様々な人権に関するテーマを取り上げ、定期的に人権講座「ともに生きる」を開催しており、今後も市民の人権尊重意識の高揚に努めます。
- 障がいのある人に対する成年後見制度利用支援事業を実施しており、基幹相談支援センターを中心に制度の周知について引き続き努めます。
- 必要な障がい福祉サービスが利用できていない、身の周りのことや金銭管理ができないなど、判断能力が不十分な障がいのある人を対象に、福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理、書類預かりサービス等を行う日常生活自立支援事業の利用を促進し、事業の実施主体である市社会福祉協議会と一層連携を図ります。

市内の公共施設や道路、歩道等のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、住宅改造の助成等による住みよい環境整備に努めます。

また、消費者被害や犯罪被害に遭わないよう、消費者教育や啓発の充実に努めるとともに、災害時の避難所への誘導等地域で安心して生活できるよう、個人情報保護に配慮しつつ地域団体等との連携強化を図ります。

(1) 住みよいまちづくりの推進

【施策の方向】

障がいのある人にとって自由に外出し、社会参加できる環境は、子どもや高齢者等、誰にとっても快適に暮らすための基盤となります。

今後も安全・安心・快適に利用できる都市施設の整備を計画的に進めるために、障がいのある人等の交通の利便性の向上を図っていきます。

また、住み慣れた居宅や地域で、安全、安心、快適に暮らせる住まいの確保が求められています。特に親亡き後の住まいの確保は、障がいのある人を抱えた保護者の大きな不安となっています。

今後は、施設や病院から地域への移行が進められている中で、グループホーム、民間賃貸住宅等、障がいの状況に合わせた住まいの確保に努めます。

また、障がいのある人が居宅において安心して過ごせるように、バリアフリー化等、住宅の質の向上を図ることも必要であり、障がいのある人それぞれの状態やニーズに応じて適切な住宅が確保できるよう、グループホームの充実を図り、公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。

【具体的な取組】

- 「バリアフリー新法」による特定道路や「バリアフリー移動等円滑化基本構想」に定める特定経路の整備が進み、歩道等の交通安全施設の整備も進めている一方で、狭い道路におけるバリアフリー化の整備や歩道整備は難しいものがありますが、引き続き可能なところから、公共用地等を有効活用して、安全に通行できる歩行空間の整備等、障がいのある人が利用しやすい交通環境の整備に努めます。
- グループホームや短期入所は、障がいのある人が地域で暮らしていくために欠かすことのできない社会資源であることから、すべての障がいに対応し、宿泊体験が可能となるよう、整備拡充に向けて取り組みます。
- 住宅改造等の相談後の申請・会議等で時間を要することから、関係機関等と連携をより一層強化し、支援の迅速化を図ります。

(2) 防犯・防災対策の推進

【施策の方向】

障がいのある人は、犯罪や事故に遭う危険性が高く、また、詐欺や消費者被害等の手口に関する情報等も得にくいことから、犯罪や事故の被害に遭うことの不安感を除くとともに、緊急時の対応が行えるよう、警察等関係機関との連携により、防犯に関する意識を高め、緊急時の連絡先についての情報提供等を進めます。

また、災害時には、災害が原因で死亡する率は、障がいのある人の方が障がいのない人よりも高いことがあげられています。

東日本大震災では、地震と共に津波の被害が甚大なものになりましたが、医療的ケアの必要な障がいのある人やパニック障がいのある人、精神障がいのある人、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人等の安否確認や避難所での暮らしの問題が改めて浮き彫りになりました。

日頃から地域の中で顔の見える関係づくりを構築し、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難誘導、災害情報の提供等、迅速かつ円滑に実施する体制づくりや福祉避難所の確保等を進めます。

【具体的な取組】

- 障がいのある人が悪徳商法や詐欺等の被害に遭わないよう、消費者教育や啓発の充実を図ります。
- 災害時の避難生活において、避難所施設を障がいのある人が支障なく利用できるよう、避難所施設のバリアフリー化や福祉仕様のトイレの確保等の整備に努めます。
- 視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達がスムーズに行われるよう、多様な媒体を活用して配慮に努めます。
- 災害時に重度障がいのある人等が迅速に避難できるよう、援護が必要な人の把握と登録の促進に努めます。

計画の推進体制

① 計画の広報・周知

この計画がめざすべき将来像「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を実現するためには、市行政のみならず、障がいのある人、家族、関係団体、地域の住民、企業等の各主体が一体となって取り組むことが重要であることから、計画の内容について広報やホームページ等による周知や情報提供を図ります。

② 庁内の推進体制

この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉分野をはじめ、人権、教育、生涯学習、産業、就労・雇用、交通・住宅・生活環境等多岐にわたります。

このため、この計画の推進にあたっては、関係各課等の緊密な連携を図り、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、この計画に基づく施策を実効性をもって推進するため、国や府の制度・施策等の大きな変革があった場合には、計画策定において組織した「門真市障がい者計画策定推進委員会」において、必要に応じて計画の見直しを行います。

③ 関係機関との連携・協働による推進体制

この計画を推進していくため、地域での見守りや支援、災害時の避難や安否確認、緊急時の対応、防犯、虐待の防止等の取組については、大阪府をはじめ市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等関係機関や地域団体、当事者団体、地域の住民、サービス提供事業者、企業等との連携と協働による推進体制の構築を図ります。

④ 門真市障がい者地域協議会の活用

この計画は、障がいのある人に関する施策の将来的な方向を定めた計画であるため、地域における障がい福祉システムづくりに関する中核的な役割を果たす門真市障がい者地域協議会において、進捗状況や推進方法の検討を行い、円滑な推進を図ります。